

令和3年

三重県議会定例会会議録

(2 月 17 日)
(第 3 号)

第3号
2月17日

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 3 号

○令和 3 年 2 月 17 日（水曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 3 年 2 月 17 日（水）午前 10 時開議

第 1 議案第 3 号から議案第 56 号まで

[提案説明]

会議に付した事件

日程第 1 議案第 3 号から議案第 56 号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49 名

1 番	川 口 円
2 番	喜 田 健 児
3 番	中 瀬 信 之
4 番	平 畑 武
5 番	石 垣 智 矢
6 番	小 林 貴 虎
7 番	山 本 佐 知 子
8 番	山 崎 博
9 番	中 瀬 古 初 美
10 番	廣 耕 太 郎
11 番	下 野 幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
18	番	野	村	保	夫
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	村	林		聡
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	北	川	裕	之
38	番	日	沖	正	信
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央

41	番	中 村 進 一
43	番	津 田 健 児
44	番	中 嶋 年 規
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	山 本 教 和
49	番	西 場 信 行
50	番	中 川 正 美
51	番	舘 直 人
欠席議員	1名	
17	番	野 口 正
(42	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち報告いたします。

議案第3号から議案第56号まで並びに報告第1号から報告第5号まではさきに配付いたしました。

次に、地方自治法第252条の37の規定により、包括外部監査人から監査結果報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第3号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第12号）

議案第4号 令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第5号 令和3年度三重県一般会計予算

議案第6号 令和3年度三重県県債管理特別会計予算

議案第7号 令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

- 議案第8号 令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第9号 令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第10号 令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
- 議案第11号 令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第12号 令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第13号 令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第14号 令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第15号 令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第16号 令和3年度三重県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第17号 令和3年度三重県水道事業会計予算
- 議案第18号 令和3年度三重県工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 令和3年度三重県電気事業会計予算
- 議案第20号 令和3年度三重県病院事業会計予算
- 議案第21号 令和3年度三重県流域下水道事業会計予算
- 議案第22号 三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案
- 議案第23号 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案
- 議案第24号 三重県交通安全条例案
- 議案第25号 三重県部制条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第29号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

- 議案第30号 三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第31号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第32号 みえ歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例案
- 議案第33号 三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第34号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第35号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第37号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第38号 三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第39号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第40号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第41号 三重県魚介類行商営業条例を廃止する条例案
- 議案第42号 包括外部監査契約について
- 議案第43号 防災関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第44号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第45号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第46号 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
- 議案第47号 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
- 議案第48号 中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する

費用の市負担の改定について

議案第49号 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について

議案第50号 宮川流域下水道（宮川処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について

議案第51号 財産の取得について

議案第52号 財産の処分について

議案第53号 県道の路線認定及び廃止について

議案第54号 和解について

議案第55号 第3次三重県男女共同参画基本計画の策定について

議案第56号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第13号）

議 案 の 上 程

○議長（日沖正信） 日程第1、議案第3号から議案第56号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、令和3年定例会2月定例会月会議の議案等の説明に先立ちまして、令和3年度における県政の展開方向について説明いたします。

水は低きに流れ、人は高きに集まる。1970年代に提唱された日本列島改造論の冒頭の一節です。

より便利な暮らしを求める人々が地方から都市に集まり、地方では過疎化が進む、いわゆる東京一極集中は、70年代当時からの課題でした。人口の東京圏への流入は、高度経済成長の最終期やバブル崩壊後、あるいは東日本大震災発生後に減少したものの、近年増加傾向が継続し、2019年には14万6000

人もの転入超過となっていました。しかし、新型コロナウイルス感染症がこの状況を一転させ、2020年5月、データの比較が可能な2013年以来、東京都では初めての転出超過となり、その傾向が続いています。

今なお、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、国内でも多くの尊い命を奪いました。県内においても多くの方が亡くなっており、改めて哀悼の意を表するとともに、感染された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、人の命を奪うだけでなく、人や物の移動を制限し、地域経済にも甚大な影響をもたらしました。その一方で、これまで進まなかったテレワークやオンライン教育が普及し始め、ワーケーションや二地域居住等の新しい働き方や暮らしが注目されるなど、ライフスタイルや価値観が大きく変化しつつあり、地方にとって好機となっています。

このことから、令和の時代には、医療、教育、防災、通信インフラをしっかりと整備・充実し、本県で利便性と安心した暮らしを両立できる地方分散に向けて着実に取組を進めたいと考えています。

新型コロナへの警戒は一切緩められず、先行き不透明で不確実な時代ではありますが、感染症の収束と経済回復の両立を図り、新たな日常を創造し、未来へ進化していく段階にあると考えています。この新たな日常は、やがて訪れるものではなく、私たち自ら行動し、変革していく覚悟が必要です。

三重の未来を左右する岐路に立っている危機感と使命感を持ち、令和3年度は、新型コロナの拡大がもたらした社会変容を踏まえた新たな日常の創出に向けて、ビルド・バック・ベター、新型コロナ前よりもより良い社会への観点から、県政を展開していきます。

令和3年度は、ここ三重県で、三重とこわか国体・三重とこわか大会を開催します。

夏季に開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピックの熱気を両大会へつなぐとともに、コロナ禍においても安全・安心に開催できるよう、会場地市町や競技団体、企業、ボランティアの皆様など、関係者と緊密に連携し、

オール三重で成功に導くとともに、天皇杯・皇后杯を獲得します。

また、志摩市に太平洋島嶼国の首脳が一堂に会し、各国が直面する様々な課題について議論する第9回太平洋・島サミットが開催されます。今年は伊勢志摩サミットから5年の節目を迎える記念すべき年であり、伊勢志摩サミットを成功させた経験とレガシーを生かし、また、三重県の知名度をさらに高めるこうしたチャンスを生かして、県政史に新たな1ページを残せるよう、成功に向けてオール三重で取り組んでいきます。

令和3年は、紀伊半島大水害及び東日本大震災から10年を迎える年でもあります。この節目の年に、先日も宮城県、福島県で震度6強、その他の地域でも強い揺れにより、負傷者や建物の破損などの被害が発生しています。

被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

このような災害からの教訓を風化させることなく、昨年改訂した三重県国土強靱化地域計画に基づき、強くしなやかな県土づくりに向けて、ソフト・ハードの両面から防災・減災、国土強靱化の取組を強力に進めていきます。

また、誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会の実現に向けて、新たに設置するデジタル社会推進局を中心に、市町を含めた行政の変革のみならず、社会全体のデジタル化に向けて全国に先駆けた取組を加速させていきます。

本県ではこれまでも、誰もが希望を持って挑戦し、参画・活躍できる社会の実現に向けて取り組んできましたが、新型コロナにより、社会の分断や格差が改めて浮き彫りになりました。誰もが不安を感じる状況であるからこそ、一人ひとりを大切に、互いを認め、思いやる社会が必要です。

県民の皆様とともに、今こそ心をつにし、明日への希望を胸に抱くことができる社会づくりを進めていきたいと考えています。

1月には県内で相次いでクラスターが発生し、1日当たりの新規感染者数が過去最多の54人となり、病床使用率が6割を超えるなど、予断を許さない状況が続いていました。しかしながら、県独自で1月14日に発令した三重県新型コロナウイルス感染症緊急警戒宣言に基づき、県民の皆様、事業者の皆様

様に感染のリスクを回避するための行動に御協力いただいた結果、現在、新規感染者数の直近1週間の1日平均は9.3人、病床使用率は35%程度となっています。

この間、県の取組に御協力いただきました県民の皆様、事業者、市町の皆様に感謝申し上げるとともに、新規感染者の急激な増加への対応に、日々御尽力いただいている医療機関・医療従事者の皆様に敬意を表し、感謝申し上げます。

3月から4月にかけては卒業式や就職など、県民の皆様にとっても人生の節目となる機会が多い季節であり、このような機会が奪われることのないよう、今後も警戒を緩めることなく、県民の皆様、事業者、市町の皆様と一体となって必要な対策を進めていきたいと思えます。

令和3年度は、最優先で新型コロナウイルス感染症の危機を克服し、その上で、三重県らしい、多様で包容力ある持続可能な社会の実現に向けて注力すべき四つの取組を進めます。

新型コロナの第3波が襲来している中であっても、新たな日常を創造し、未来へ進化していくため、まずは感染防止に向けて、医療提供体制を万全のものにしなければ、本県の経済再生への道は決して開けないという強い決意の下、これまで構築してきた医療・検査体制を充実させるとともに、医療施設や社会福祉施設、事業者、学校、避難所等における感染防止対策への支援などに取り組みます。

感染防止対策の決め手とされる新型コロナウイルスワクチンについては、接種開始に向けて、各地域で市町や医療機関、医師会等の関係団体の皆様と協議を重ねながら、ワクチンを保管する超低温冷凍庫の設置場所やワクチンの接種施設の確保など、接種体制の構築を進めています。

接種は、まず医療従事者等に対して行い、続いて4月以降、高齢者の方や基礎疾患のある方などを優先しながら進めます。

県が調整主体となる医療従事者等の優先接種は、現時点で、県内の約6万人の医療従事者等を約150の施設・会場において接種する予定であり、本日、

厚生労働省に接種計画を提出することとしています。

また、県民の皆様への接種については、現在、市町において準備が進められており、早ければ3月中旬から県民の皆様のもとへ段階的にワクチンの接種券が届けられます。

県としても、県民の皆様が安心してワクチン接種を円滑に受けられるよう、実施主体となる市町を支援していくとともに、ワクチンに関する正しい情報提供を行います。

さらに、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を担う関係部の組織体制を整備し、専任職員を配置することにより対策本部事務局等の体制を強化します。加えて、2月15日には、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部内に私から提案しましたワクチン接種特別対策チームが創設され、私は副チームリーダーに就任しました。このチームでは、各都道府県の取組状況や先進事例、課題等の収集とそれらを分析した上での情報提供などを行います。国全体で感染拡大を早期に阻止するため、全国で足並みをそろえ、国民の皆様が早期にワクチン接種を受けられるよう、医療機関や市町村、国との相互連携を進めていきます。

本県では、県民の皆様のお命と健康を守り、事業の継続と雇用の維持を目指し、様々な取組を展開してきました。これまでの取組を通じ、県内事業者の皆様が奮起された結果、鉱工業生産指数等の指標を見ると一定の効果が現れつつあります。

しかしながら、新型コロナ感染の大きな波が数次にわたり襲来する中、企業における解雇や雇止め等が懸念され、また、県内産業を牽引する中小企業・小規模企業の経営環境は逼迫した状況が続いています。このことから、経済の再生に向けては、まずは緊急警戒宣言の期間延長等により極めて厳しい状況が長期化している飲食店やその取引業者などが事業を継続できるよう支援金制度を創設します。さらに、事業継続のための資金繰り支援、生産性向上や業態転換を目指す取組への支援をはじめ、強靱で安定的なサプライチェーンの構築、農林水産業における多角的な販路の開拓、スマート化等に

よる経営体質の強化、安全・安心な観光地づくり等を強力に進め、引き続き緊急的な課題に対応しながら、的確にきめ細かな対策を充実・強化していきます。加えて、企業における事業活動も非対面・非接触へと変化する中、新たな日常を踏まえ、企業の生産性の向上が図られるよう、企業のデジタルトランスフォーメーション、DXの取組を支援していきます。また、商工会・商工会議所等の経営支援機能を強化するなど、中小企業・小規模企業を支える基盤的な支援に着実に取り組むことで、新たな事業展開や価値創出に向けた取組につなげていきます。さらに、雇用状況を注視しつつ、雇用の維持・確保に向けた労働力の需給マッチング支援、失業者の能力開発支援、若者の就職支援、障がい者の就労支援などに今後とも迅速かつ強力に取り組めます。

新型コロナウイルス感染症への感染は、自身や大切な家族にも起こり得ることで、決して他人事ではないにもかかわらず、感染者やその家族、医療従事者などに対する偏見・差別等の人権侵害が発生しています。このようなことから、昨年12月、三重県感染症対策条例を制定し差別を禁止するとともに、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保など、必要な対策を講じることとしています。

これを受け、新型コロナに係る人権侵害に対する総合的な対策として、感染に関する正しい知識の普及と人権教育・啓発の実施、各種相談窓口が連携した相談体制の強化、感染等を理由としたいじめ防止対策、被害者に寄り添った支援の実施などを緊急的かつ組織横断的に実施していきます。

取組の一つとして、感染症に関する重大な人権侵害が懸念されるケースに的確に対応していくために、2月5日、津地方法務局や三重弁護士会などの関係機関とともにプラットフォーム会議を設立しました。相談案件に対して速やかに連携、対応し、被害者に寄り添った支援につなげていきます。

令和3年度に注力すべき四つの取組の一つ目は、三重とこわか国体・三重とこわか大会を成功させる三重です。

令和3年夏には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。大会の機運を醸成する象徴的なイベントとして、4月7日及び8日には、い

よいよ本県で聖火リレーが行われます。野口みずきさんや吉田沙保里さんたちが大切につないできた希望の光を、北は四日市市から南は熊野市まで、古くから文化が交流した町並みや美しい三重の山、海、川を臨むルートで多様なランナーたちがつないでいきます。

令和3年度は、この東京2020大会において盛り上がった熱気を三重とわか国体・三重とわか大会へと引き継ぎ、みえのスポーツイヤーの集大成を迎える年となります。

昭和50年に本県で開催された第30回国民体育大会は、オイルショックという世界規模の経済的な危機の中で開催されました。質実国体と呼ばれながらも、創意工夫を凝らし、競技本位の大会として開催したことで、県民の皆様はもとより、全国の皆様に勇気と希望を届けることができました。

令和の時代には、新型コロナという世界中の命と経済を脅かした新たな危機を乗り越え、選手ファースト、安全・安心な大会運営、両大会の価値の新たな形での創造の三つの視点から、大会史上初のオンライン式典にチャレンジするなど、これまで以上に創意工夫を凝らし、コロナ禍にあっても安全・安心に開催できる、新しい両大会を目指します。

1月末に愛知・岐阜両県で開催された冬季国体スケート競技会、アイスホッケー競技会は、感染防止対策のため、史上初めて無観客で行われましたが、スピードスケート成年女子において、小坂凜選手が2冠を達成するなど、天皇杯・皇后杯獲得に向けて幸先のよいスタートが切れました。

一方、両県に緊急事態宣言が発令されていることなどを理由に、参加を取りやめる選手団があったほか、明日18日から開催予定であった秋田県でのスキー競技会は、会場の状況や医療体制等が総合的に判断された結果、中止となりました。大会を目指して厳しいトレーニングを重ね、勝利を夢見てきた選手の皆さんのことを思うと心が痛みます。また、長年にわたって開催準備を進めてきた秋田県の皆様におかれましては苦渋の決断であったと思います。

こうした状況を踏まえ、両大会の開催に向けては、より一層厳しい認識の下、周到に準備を進めていくことで、県民の皆様の不安を払拭し、開催に御

理解いただけるよう努めるとともに、引き続き会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、県民の皆様とオール三重で取組を進め、両大会の成功につなげていきます。また、本県選手の活躍により、三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯を獲得し、応援する県民の皆様により再び夢と希望、勇気を届け、郷土愛を育み、人と人、人と地域の一体感につなげます。

コロナ禍という危機を乗り越える両大会の開催を一過性のものとするのではなく、開催によって得られる自信と誇りと、強い絆により、これからの三重県がスポーツを通じて、一層活気あふれる地域となるよう取り組んでいきます。

二つ目の取組は、命、安全・安心を大切にする三重です。

年末に県内で発生した豚熱や、今季、国内で多発している高病原性鳥インフルエンザなど、家畜伝染病の発生防止に向け、生産者にしっかりと寄り添って、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導していきます。

特に豚熱については、養豚農場における飼養衛生管理のレベルアップによる防疫強化、野生イノシシ対策として、経口ワクチンの効果的な散布、全県域における調査捕獲の継続、養豚農場周辺における捕獲強化など、感染拡大防止対策を強力に進めます。さらに、発生農場の再開に向けた経営支援、豚熱に関する正しい知識の普及・啓発など風評被害対策に取り組みます。

令和3年は、紀伊半島大水害及び東日本大震災から10年の節目を迎えます。

東日本大震災が発生した直後、知事就任前に、私は宮城県の女川町、石巻市、仙台市を訪問し、村井宮城県知事と面談するとともに、女川町ではボランティアの皆様のお手伝いをさせていただきました。

被災地の惨状を目の当たりにし、それらを三重県の1100キロメートルにも及ぶ海岸線と照らし合わせたとき、他人事とは思えない強い危機感を覚えました。この現実に向き合い、被災地支援や本県の防災対策のため、三重県知事としてできる限りの取組を行うことを強く心に刻み、防災対策に全力を尽くしてきました。

東日本大震災や紀伊半島大水害から、私たちは多くの教訓を得ています。

災害から命を守るためには、公助に加え、県民の皆様一人ひとりの自助や地域で支え合う共助の力が不可欠です。

この機を捉え、紀伊半島大水害10年プロジェクトとして、県民の皆様の防災意識の醸成につなげるシンポジウムや、大規模風水害に備えて県民の皆様の適切な避難行動の促進や市町、関係機関、近隣県との連携のより一層の強化を図る訓練などを実施し、災害対応力の向上を図ります。

また、昨年10月に改訂した三重県国土強靱化地域計画に基づき、国が新たに講じた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用し、ソフト・ハード対策の両面から強靱な地域づくりを進めます。

県としても、防災・減災、国土強靱化の取組を強力に進め、県民力を結集し、県民の皆様とともに安全・安心な三重県をつくっていきたいと思います。

紀伊半島大水害は、私が知事に就任した平成23年9月に発生しました。

人的被害のほか、地域唯一の幹線道路である国道42号が土砂崩落などにより通行できなくなるなど、本県にも甚大な被害をもたらしました。そのため、関係市町とともに、国に対して災害復旧への支援をはじめ、地域の悲願であり紀伊半島の新たな命の道となる近畿自動車道紀勢線の整備によるミッシングリンクの解消などの要望を重ねました。その結果、平成24年度には、国道42号熊野尾鷲道路（Ⅱ期）が知事就任後初めて新規事業化され、現在、関係者の皆様により着実に工事が進められているところです。この夏には開通が予定され、開通直後の9月以降、いよいよ三重とこわか国体・三重とこわか大会が幕開けとなり、ソフトボールやラグビーフットボールの競技会場となる熊野市など、東紀州地域へ高速道路を通して早くアクセスができるようになります。この開通を通じて地域の安全・安心を高めるとともに、東紀州地域のさらなる活性化につなげていきたいと考えています。

新型コロナの影響による貧困や子どもの面前でのドメスティック・バイオレンス、DVによる心理的な被害を含む児童虐待など、支援が必要な子どもたちの増加が懸念されています。このことから、市町、企業、団体等と連携し、子どもの居場所づくりを支える取組や虐待が重篤化するリスクの高い児

童への対応強化、A I の活用等による児童虐待相談への適切な対応など、次代を担う子どもたちへの支援を強力に進めます。

また、全国トップクラスの健康づくり県を目指し、D Xによる新しい手法を用いた健康づくりの取組を進めるとともに、ナッジ理論等の手法を用いたがん検診の受診勧奨をはじめとする総合的ながん対策の推進などに取り組みます。

さらに、視覚障がい者等の積極的な社会参加を促進するため、スマートフォンを活用した新たな歩行者支援システムを整備し、公共交通機関を中心とした生活圏を時間制限なく自由に行動できる交通環境を確保します。

デジタルを活用することで、県民の皆様の暮らしの利便性を高める取組を進めていきます。

三つ目の取組は、包容力、多様性、持続可能性を大切にす三重です。

本県では、ダイバーシティ先進県を目指し、市町や企業・団体等と連携し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいます。

このことから、本定例月会議に提出した性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例及び第3次三重県男女共同参画基本計画に基づく取組を進めます。

また、パートナーシップ制度については、当事者の安心感や社会の理解につなげるため、本定例月会議において、令和3年9月からの運用開始を目指した要綱案をお示しします。

さらに、外国人住民が安心して暮らしていけるよう、みえ外国人相談サポートセンター、M i e C oにおける外国人住民のための相談体制や日本語教育に係る体制の充実、人権侵害の未然防止に向けた総合的な対策などを進めます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひきこもりや生活困窮者など、生きづらさを抱える方の増加が懸念されています。このため、こう

した方々に寄り添う民生委員・児童委員がより効率的に支援活動を行えるようICTを活用した取組を進めるとともに、ひきこもりに関する実態調査や外部有識者を含めた検討委員会での議論を踏まえて、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。

脱炭素宣言、「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」の具現化に向けて、年度内に策定する三重県地球温暖化対策総合計画に基づき、脱炭素社会に向けた取組を加速させる必要があります。そのため、新型コロナ危機からの復興と脱炭素社会への移行を両立させる考え方、グリーンリカバリーの観点を取り入れながら、SDGs未来都市の取組として産学官等で立ち上げたミッションゼロ2050みえ推進チームの枠組みを活用し、家庭、産業、運輸等の様々な分野において、持続可能なライフスタイルへの変革や温室効果ガス排出抑制に向けた取組を推進します。

また、県土の約3分の2を占める森林は、地球温暖化の一因である二酸化炭素の吸収源の確保や災害防止の観点からもその重要性が増しています。人と森林との関わりが希薄化する中で、議会からも決議をいただいた全国植樹祭について、紀伊半島大水害から20年の節目となる令和13年に招致することで、災害に強い森林づくりや緑と共生した持続可能な社会を築いていく機運を県民の皆様とともに高めていきたいと考えています。

四つ目の取組は、未来への希望、挑戦を大切にする三重です。

伊勢志摩サミットから5年、本県とパラオ共和国との友好提携締結から25年の記念すべき節目に、第9回太平洋・島サミットが志摩市を中心とした伊勢志摩地域で開催されます。伊勢志摩サミットのレガシーを最大限に活用し、地元市町や関係機関等で構成するみえ太平洋・島サミット推進会議と連携し、開催機運の醸成、三重の魅力や独自性のPR、太平洋島嶼国との交流、国際会議に関するブランド力の向上にオール三重で取り組み、万全の態勢でサミットを成功させます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済活動のあらゆる分野において、DXによる社会変革が加速している流れを後戻りさせることなく、

県民、事業者、市町の皆様とともに三重の未来を先導するスマート社会を構築していきたいと考えています。

このことから、デジタル技術を用いた新たな担い手の確保や生産性の向上を目指すスマート農林水産業の推進、中小企業・小規模企業におけるDXの推進による生産性向上支援などを進めます。

また、1月13日には、志摩市と中部国際空港との間において、空飛ぶクルマが実用化された際のルートを想定した実証実験をヘリコプターにより行いました。この区間の移動には、現状の陸路では、二、三時間が必要ですが、空を使った移動では約20分まで短縮され、交通利便性が大きく向上します。このように、本県が抱える交通や観光、防災、生活等の様々な地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るため、民間事業者による実証実験を通じた事業化の支援など、空の移動革命の促進に取り組みます。

新型コロナの影響に伴う旅行への価値観の変化により、観光のニューノーマルへの対応が求められています。ワーケーションなど新たな取組に加え、令和2年度に取り組んできた需要喚起の取組結果を踏まえて、地域資源を生かした体験コンテンツのさらなる磨き上げやデジタル技術の活用、観光産業を担う人材育成などに引き続き取り組みます。

また、観光産業の早期再生に向けて、構造的な課題への変革に意欲のある県内観光地が、地域のポテンシャルを引き上げ、投資を呼び込める地域に転換していけるよう、地域DMOや地域の若手経営者が主体となり、官民連携による構造転換に向けた検討や実証をモデル的に行い、観光地における持続的な経営基盤の再構築を進めます。

昨年11月には、株式会社地域経済活性化支援機構、REVICや県内金融機関との間で締結した三重県における観光による地域活性化に関する連携協定に基づき、持続可能な観光地づくりを進めていくため、1月27日に三重県観光・地域経済活性化協議会を設立しました。この協議会を通じて、地域の関係者の皆様と一体となり地域活性化のモデル構築に取り組むなど、県内観

光産業のさらなる発展につなげていきます。

令和元年、本県の合計特殊出生率は1.47と前年より減少するとともに、令和2年の県外への転出超過数の8割以上を15歳から29歳までの若者が占めるなど、少子化対策と若者の県内定着が喫緊の課題となっています。

本県ではこれまで、子どもが欲しいと願い不妊治療を行う夫婦に対して、全国に先駆けて男性不妊治療費助成や不育症治療等への県独自の助成制度を設けるなど、不妊に悩む方々に経済的支援を行ってきました。併せて、精神的な支援としての不妊症サポーターの養成、医療や労務関係団体と連携した不妊治療と仕事の両立に関する職場環境づくりなどにも取り組んできたところです。

こうした中、国においては令和4年度からの保険適用を見据え、不妊治療費助成額の拡充や所得制限の撤廃等の大幅な支援の充実を行いました。

本県においても、これまでの低所得者の経済的負担軽減を軸とした支援から、今後は子どもを持ちたいと希望する方に広く寄り添う支援へと転換を図ることとし、助成制度の所得制限撤廃や、一部の不育症治療など国が対象外とする治療費等への助成に加えて、身近な地域で相談を受けられる体制の整備などにも取り組み、不妊に悩む方々への支援をさらに充実していきます。

また、三重県子ども条例施行10周年を機に、子どもの自己肯定感を育むため、子どもが自身の権利について学び、意見を表明する機会や住民や企業などが地域で主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出し、子どもが豊かに育つ地域社会づくりを一層進めていきます。

さらに、県内で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、大学進学時における学びの選択肢の拡大を図る必要があることから、県内高校生等を対象にした高等教育における学びのニーズを調査するなど、県立大学設置の是非について検討します。

加えて、若者の県内定着を一層促進するため、県内高等教育機関が、新型コロナウイルスの拡大に伴う環境変化を踏まえつつ、独自の強みを生かして行う県内入学者や県内就職者の増加につながる取組を支援します。

本県で令和元年度に認知されたいじめの件数は、前年度比11%増の3447件となり、2年連続で増加し、小・中・高等学校、特別支援学校の全ての校種で増加しています。また、小・中・高等学校で年間30日以上欠席した不登校児童・生徒は、前年度から約5%増加し、3085人となっています。このうち90日以上欠席した児童・生徒は1513人であり、不登校児童・生徒全体の49%を占めています。

こうしたことから、不登校やいじめの被害に遭っている児童・生徒、不安や悩みを抱える児童・生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、新たに教育支援センターにも配置します。

また、スクールソーシャルワーカーについても配置時間を拡充し、各学校や教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関などの関係機関と連携した支援を行います。さらに、児童・生徒の日常的な相談に対応するため、新たに教育相談員を中学校と高等学校に配置します。

新型コロナの拡大を踏まえた新たな日常に向けて、デジタル強靱化社会の構築は喫緊の課題となっています。

本県としても、県庁のデジタル化のみならず、社会構造の変化や社会全体の行動変容が進むことを見据え、民間団体などの様々な主体や市町も巻き込んだ、県全体の変革を推進する必要があります。そのため、令和3年度からデジタル社会形成に向けた全庁的な司令塔として最高デジタル責任者、CDO、チーフ・デジタル・オフィサーを置き、実行組織として、デジタル社会推進局を設置し、県全体のデジタル化を部局横断的に推進します。

12月末から1月にかけて募集したCDOについては、国内外の20代から60代の多種多様な業種、242名の皆様から御応募いただきました。現在、選考を進めているところであり、3月上旬には決定する予定です。

また、民間のデジタル人材を活用し、CDOを支え、県のデジタル化を職員と一緒に進めるチームをつくります。デジタル社会推進局と、このチームが中心となって、市町に対しても専門的な助言ができるような、今までにな

い新しい組織にしたいと考えています。

このような体制により、行政においては、令和2年度から本格的に進めているスマート改革を発展させ、デジタル技術を活用した県民の皆様の利便性向上を最優先課題とし、市町とともに行政の変革を進めます。

また、社会構造の変化、社会全体の行動変容が進む中、社会全体としてデジタル技術を活用した取組が進むよう、テレワーク、ワーケーションの推進などDXによる新たな働き方の創出、オンライン教育の推進、DXを推進するための人材育成など、必要な施策を進めます。

みえ県民力ビジョンに掲げた基本理念を実現するため、第三次三重県行政改革取組に基づき、デジタル技術を活用した変革を進め、県民サービスの向上につなげるスマート改革の推進、県民の皆様からの信頼をより高めていくために、職員の意識向上や推進体制の確立に取り組むコンプライアンスの推進、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立に向けて、歳入歳出両面において取組を進める持続可能な行財政運営の確保の三つの柱として位置づけ、県政運営の変革の取組を全庁的に推進します。

コンプライアンスの推進については、職場のコミュニケーションを活性化し、職員の孤立感を解消するとともに、不祥事根絶等を自分事として捉えて行動することにつなげるため、各所属においてコンプライアンスをテーマとしたミーティングを実施するなど、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に取り組みます。

さらに、公共事業の適正な実施については、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施するため、県発注公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた対策に引き続き取り組みます。

このような令和3年度における県政の展開方向を踏まえた上で、令和3年度当初予算は、三重の新たな未来を切り開くための予算として編成しました。

一般会計の当初予算額は、対前年度6.4%増の7881億9721万5000円であり、当初予算としては3年連続の増となり、これまで最大であった平成10年の7801億円を超え、過去最大となります。

特別会計は0.2%減の3145億9017万9000円、企業会計で2.7%減の609億1244万8000円となり、3会計を合わせた予算額は、4.1%増の1兆1636億9984万2000円となっています。

過去最大の予算により、県民の皆様にそれぞれの事業の効果をしっかりと届けられるよう重大な責任感と緊張感を持って、執行に当たります。

今回の予算編成で重視したポイントの1点目は、新型コロナウイルス感染症の危機克服です。

新たな日常の創出に向けて、感染症の拡大防止や傷んだ県内経済・産業の再生、活性化、分断とあつれきからの脱却に向けた人権施策などにスピード感を持って全力で取り組みます。これらの経費として548億円を計上しています。

2点目は、みえスポーツイヤーの集大成として本年開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会の大成功に向けた総仕上げです。

コロナ禍にあっても、両大会が安全・安心に開催できるよう、会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、オール三重で成功に導くとともに、天皇杯・皇后杯を獲得します。両大会の開催、競技力向上対策に係る経費として87億円を計上しています。

また、伊勢志摩サミットから5年目となる記念すべき年に開催される第9回太平洋・島サミットについても、大成功に向けてオール三重で取り組みます。

3点目は、防災・減災、国土強靱化です。

紀伊半島大水害、東日本大震災から10年を迎え、これまでの災害の教訓を生かしながら、強くしなやかな県土づくりに向け、ソフト・ハード両面による取組を強力に推進します。

これらの取組を含めた公共事業費は、今回、当初予算と一体で編成しました令和2年度2月補正予算と合わせた14か月予算ベースで、平成19年度以降14年ぶりの1100億円台となる1103億円を計上しています。

4点目は、デジタルトランスフォーメーションの推進です。コロナ禍でも、

誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会の実現に向けて、CDOを司令塔に、市町を含めた行政のスマート改革と社会全体のDXの両面から取組を加速します。DX推進対応経費として37億円を計上しています。

5点目は、不妊治療・少人数学級など県独自の取組の拡充・推進です。

不妊治療費助成については、国が助成制度を拡充したことに伴い、本県としては、それへの対応と国の制度では補完されない治療費の支援を県独自で行います。

小学校の少人数学級については、国の学級編制標準が令和3年度から計画的に引き下げられていくことを踏まえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級、下限25人に加え、3年生を35人学級とする取組を県独自で国より1年前倒して、きめ細かな指導を行うとともに、安心して学べる環境づくりを進めます。

このほか、県民の皆様からの要望が多い摩耗した横断歩道の塗り替えについて、前年度の約3倍となる3700本を集中的に実施することに加えて、道路区画線についても剝離が7割程度進んでいる区画線約800キロメートルの引き直しを令和3年度内に完了する予定です。

また、犯罪捜査に必要な客観的証拠やデータ等を分析する科学捜査力を高め、県民の皆様暮らしの安全・安心につなげるため、科学捜査研究所の独立庁舎整備に向けた基本計画を策定します。

警察署・駐在所については、老朽化した施設の建て替え・改修整備等を計画的に実施するとともに、大台警察署の建て替え整備に向けた調査・設計、尾鷲警察署の大規模改修に向けた設計を行います。さらに、人口増に伴い、朝日町内に交番を新設します。

次に、議案第3号及び第4号の補正予算は、国の令和2年度補正予算（第3号）に対応し、新型コロナの拡大防止策や事業継続に向けた支援、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保などの取組を進めるため、一般会計で334億7107万3000円、企業会計で4億1240万円をそれぞれ増額するものです。

一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、公共事業関係で112億831万9000円を増額するなど、合わせて141億7964万6000円を増額しています。

また、県債について、補正予算債で173億3200万円を増額するとともに、基金繰入金について、財政調整基金繰入金で8億9883万7000円を増額するなど、合わせて10億2191万2000円を増額しています。

歳出の主なものを説明します。

感染対策の決め手となるワクチン接種について、市町や医療機関等と連携して万全な体制を整備するため、専門的な相談窓口の設置や基幹病院等での実施体制の構築などに係る経費として、3551万2000円を計上しています。

外国人住民が安心して感染症に関する相談や検査を受けられる体制を整えるため、保健所への通訳者派遣やみえ外国人相談サポートセンター、M i e C oの日曜日の開設等を行うとともに、感染症を正しく理解してもらうためのSNSによる情報発信や啓発セミナーを実施する経費として487万円を計上しています。

高齢者施設、障がい福祉施設、県立学校及び警察署等の感染防止対策に係る経費として6億9715万9000円を計上しています。

新型コロナウイルス感染拡大に係る事業継続に向けた緊急支援パッケージとして、中小企業・小規模企業が、新型コロナウイルス感染症の第3波を乗り越えて事業継続や業態転換を図るための計画に対して、県内全ての業種を対象に支援するため、3億1169万7000円を計上しています。

感染症により大きな減収に直面している県内事業者を支援するため、ECポータルサイト、「オール三重！全力応援サイト三重のお宝マーケット」等を活用した消費喚起や首都圏等での販売を促進するとともに、ECサイトを活用した情報発信の技術向上に向けた講座の開催等を行う経費として、2671万9000円を計上しています。

工業高校や農業高校等に技術革新の進展やデジタル化に対応した産業教育設備を整備するとともに、県立高等学校で使用する学習用情報端末や特別支

援学校で使用する障がい特性に対応した入出力支援装置を整備する経費として、19億6344万5000円を計上しています。

国の制度改正に伴い、特定不妊治療費助成事業を拡充するとともに、その財源となる三重県安心こども基金に、国からの交付金を積み立てる経費として、5億9210万2000円を計上しています。

畜産経営の競争力強化を図るため、高収益型畜産連携体による家畜飼養管理施設等の整備に対して支援する経費として、3億9030万3000円を計上しています。

公共事業については、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に応じた防災・減災対策等を行うため、国補公共事業を225億4135万5000円、国直轄事業を56億3300万円それぞれ増額するなど、合わせて281億7435万5000円を増額しています。

介護施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に対して支援を行う経費として2億3475万円を計上しています。

また、企業会計では、流域下水道事業会計について4億1240万円を増額しています。

次に、議案第56号の補正予算は、緊急警戒宣言の期間延長に伴い、大人数や長時間に及ぶ飲食を避ける要請によって、飲食店やその取引先を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況が長期化すると見込まれることから、飲食店及び関連事業者に対して事業継続に向けた支援を行うため、一般会計で33億4636万1000円を増額するものです。

一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入として、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で28億5686万9000円を増額するとともに、基金繰入金について、財政調整基金繰入金で4億8949万2000円を増額しています。

歳出については、春から秋にかけて感染防止対策にしっかりと取り組み、これから挽回と考えていた事業者の皆様的心がここで折れることがないように、

緊急警戒宣言の期間延長に伴い、厳しい経営環境にある県内全域の飲食店及び飲食店関連事業者の事業継続を下支えするために支援金を交付する経費として、33億4636万1000円を計上しています。

次に、今回提案しています予算以外の議案は、条例案21件、その他議案14件の合計35件であります。その概要について説明いたします。

議案第22号は、東京オリンピック競技大会等に係るホストタウン及び事前キャンプ地における選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する経費の財源に充てるため、三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するものです。

議案第23号は、性の多様性についての理解が広がり、性の在り方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与するため、県の施策の基本となる事項を定める条例を制定するものです。

議案第24号は、交通情勢の変化を踏まえ、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全の保持に関する条例の全部を改正するものです。

議案第25号は、組織機構の見直しに伴い、改正を行うものです。

議案第26号は、関係法律に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

議案第27号は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

議案第28号は、職員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行うもので、議案第40号は、公立学校職員に係る同様の改正等に鑑み、公立学校の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

議案第29号は、行政手続における押印の見直しに鑑み、規定を整理するものです。

議案第30号は、三重県安心子ども基金の設置の目的を達成するための事業の新設に鑑み、条例の効力等についての規定を整備するものです。

議案第31号、議案第35号、議案第38号は、関係法令の一部改正等に鑑み、

規定を整備するものです。

議案第32号は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図るため、基本的施策についての規定を整備するものです。

議案第33号は、助産師の県内定着を図るため、看護職員の修学資金の返還免除についての規定を整備するものです。

議案第34号及び議案第36号は、関係法律の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

議案第37号は、みえ県民交流センターの施設運営の効率化を図るため、開館時間及び休館日についての規定を整備するものです。

議案第39号は、公立学校職員の定数を改正するものです。

議案第41号は、食品衛生法の一部改正により、魚介類行商営業が同法に基づく届出の対象業種とされることに鑑み、三重県魚介類行商営業条例を廃止するものです。

議案第42号は、包括外部監査契約を締結しようとするものです。

議案第43号から第50号までは、県の行う建設事業等の経費に関し、関係市町に負担を求めようとするものです。

議案第51号は、財産を取得しようとするものです。

議案第52号は、財産を処分しようとするものです。

議案第53号は、県道の路線を認定及び廃止しようとするものです。

議案第54号は、裁判所の勧告を受けて、訴訟上の和解をしようとするものです。

議案第55号は、第3次三重県男女共同参画基本計画を策定しようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、報告事項について説明いたします。

報告第1号から第3号までは、議会の委任による専決処分をしましたので、報告するものです。

報告第4号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの常勤職員の数について、関係法律に基づき、報告するものです。

報告第5号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき、報告するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で、提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明18日から24日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明18日から24日までは休会とすることに決定いたしました。2月25日は定刻より各会派の代表による県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時50分散会